平成２５年（フ）第１００号
長野県松本市石芝３丁目13番４号
債務者　システムクリエイト有限会社
代表者代表取締役　奥原　寅行
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２４２号
広島市中区榎町９番26号
債務者　有限会社ＧＩＲＡＳＯＬＥ　ＡＵＬＡ
代表者取締役　角本　勝己
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　克洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４４号
名古屋市千種区揚羽町１丁目23番地の１
債務者　有限会社ハートプランニング
代表者代表取締役　橋本　　康
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５４号
名古屋市西区天塚町４丁目48番地
債務者　アイチ木材株式会社
代表者代表取締役　安井　法江
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　憲洙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７１号
横浜市神奈川区白幡向町17番34号、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区白幡向町16番９号
債務者　有限会社ワイ・エム・ティー
代表者代表取締役　府川　　真
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
福井市高柳町第20号22番地の１
債務者　有限会社ワンズマインド
代表者代表取締役　辻子　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時35分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
名古屋市東区泉１丁目13番地33号ユトリロ栄１Ａ
債務者　株式会社ＬｉＤｏ
代表者代表取締役　中西　利嘉
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１９号
高知県四万十市中村京町２丁目３番地
債務者　篠川　良一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１０３号
茨城県土浦市中村南３丁目12番21―406号
朝日プラザ土浦南
債務者　臼井　　智
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤しのぶ
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
福島市東浜町10番19号　コート・アシューレ102、従前の住所福島市鎌田字新町10番地の７　幸荘203号
債務者　佐藤美千穂
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１号
滋賀県草津市野路町171番地18
債務者　嶌津　元生
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1940番地34
債務者　野口真知子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正幸
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４６号
岐阜県瑞浪市明世町戸狩790番地の１、従前の住所岐阜県瑞浪市北小田町１丁目132番地クレアージュ小田303号
債務者　榊原　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２６号
千葉県南房総市宮下1299　早坂園芸第３寮201号室、住民票上の住所千葉県船橋市上山町２丁目333番65
債務者　小川　祐司
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関川　正則
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５２６号
京都府宇治市大久保町旦椋９番地の６
債務者　村上硝子店・喫茶ＳＨＩＮこと　村上　新一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　破産債権の届出期間　平成25年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係